

名古屋港管理組合公報

平成25年4月1日

(月曜日)

第 512 号

目 次

条 例

- 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 1
- 特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例 1
- 旅費条例の一部を改正する条例 2
- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 2
- 名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 2

規 則

- 名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則 3
- 行財政改革推進アドバイザーの設置に関する規則 3
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 3
- 管理職手当規則の一部を改正する規則 3
- 名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則 4

告 示

- 平成23年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領 5
- 平成23年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領 5
- 平成25年度名古屋港管理組合予算の要領 6
- 平成24年度名古屋港管理組合補正予算の要領 12
- 名古屋港管理組合情報公開条例施行規則第16条第1項の規定に基づく法人の指定 14
- 平成18年名古屋港管理組合告示第37号の一部改正 14
- 港湾施設の使用停止 14

訓 令

- 課の組織の分掌事務規程の一部改正 15
- 名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正 15
- 被服貸与規程の一部改正 15

議 会 事 項

- 名古屋港管理組合議会事務局に関する規程の一部改正 16
- 名古屋港管理組合議会議員の失職 16

条 例

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第二号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二に次のように加える。

行財政改革推進アドバイザー	日額二万二千六百円	旅費条例に規定する八級の職務にある者の旅費相当額
---------------	-----------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例を公布する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第三号

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例

（特別職の職員の給料月額の特例）

第一条 特別職の職員（特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「特別職条例」という。）第二条第一項に規定する専任副管理者（以下「専任副管理者」という。）に限る。）の給料月額は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職条例第二条第一項の規定にかかわらず、特別職条例別表第一に掲げる額から当該額に百分の二十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職条例第二条第二項及び第三項並びに第四条の二に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

(専任副管理者の期末手当の額の特例)

第二条 専任副管理者の特例期間における期末手当の額は、特別職条例第二条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により支給することとなる額から、当該額に百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(一般職に属する職員の給料月額の特例)

第三条 特例期間における給与条例(昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号)第三条及び第四条第一項に規定する給料(給与条例第二十二條第二項に規定する臨時に雇用する職員に対して支給する給料を除く。以下同じ。)の月額は、給与条例第五条、第六条、別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給与条例に規定する手当及び職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額並びに給与条例第十九条に規定する一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額(給与条例第十三条の規定により減額する場合のその算出の基礎となるものを除く。)は、給与条例第五条、第六条、別表第一及び別表第二の規定により定められる額とする。

- 一 行政職給料表の適用を受ける職員(以下「行政職職員」という。)でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として管理者の定めるもの 百分の二
- 二 行政職職員でその職務の級が七級であるもの(給与条例第八条の二第一項の規定により管理職手当を支給される者に限る。)並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として管理者の定めるもの 百分の一

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅費条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第四号

旅費条例の一部を改正する条例

旅費条例(昭和三十七年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「職員が」を「職員について」に、「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に、「し帰郷する場合」を「する事由がある場合において」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 任命権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、この条例の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第五号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和三十二年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条の二第二号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)は、平成二十六年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十八年度」に改め、同項の表中「十三基」を「九基」に、「四十一棟(約一五四、〇〇〇平方メートル)」を「四十棟(約一五三、五〇〇平方メートル)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則
名古屋港管理組合事務局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。
第八条第五号中「港営部振興課」を「港営部誘致推進課」に改める。
第十三条中「振興課」を「誘致推進課」に改める。
第十四条第三号中「港灣労働者」を「港灣労働者」に改める。
第十五条（見出しを含む。）中「振興課」を「誘致推進課」に改め、同条第一号中「及び貨物」を「、貨物及び企業」に、「啓発」を「推進」に改め、同条第四号中「社団法人日本港灣協会」を「公益社団法人日本港灣協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行財政改革推進アドバイザーの設置に関する規則を公布する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第二号

行財政改革推進アドバイザーの設置に関する規則

（設置）

- 第一条** 本組合の行財政の効果的な改革を図るため、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第七十四條第一項の規定により、本組合の行財政の簡素効率化に関する事項について調査を行い、管理者に提言する行財政改革推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）若干人を置く。
- 2 アドバイザーは、行財政の簡素効率化に関して専門知識及び経験を有する者のうちから、管理者が任命する。
- 3 アドバイザーの任期は、一年以内とする。ただし、再任されることができる。

（庶務）

第二条 アドバイザーに関する庶務は、総務部行政管理課において処理する。

（委任）

第三条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第三号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「財団法人名古屋みなと振興財団」を「公益財団法人名古屋みなと振興財団」に改め、同条第三号中「財団法人名古屋港緑地保全協会」を「公益財団法人名古屋港緑地保全協会」に改め、同条第四号中「社団法人名古屋清港会」を「公益社団法人名古屋清港会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第四号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「十四万円」を「十二万九千円」に改め、同条第二号中「十二万二千元」を「十一万四千元」に改め、同条第三号中「十万六千元」を「九万九千円」に改め、同条第四号中「九万五千元」を「九万円」に改め、同条第五号中「八万七千元」を「八万三千円」に改める。

別表中	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">議会議務局</td> <td style="padding: 5px;">事務局長</td> <td style="padding: 5px;">二種</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課長</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">四種</td> </tr> </table>	議会議務局	事務局長	二種	課長		四種	を
議会議務局	事務局長	二種						
課長		四種						

議会議務局	事務局長	二種
	次長	三種
	課長	四種

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 香章

名古屋港管理組合規則第五号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第九号中「及び子ども手当」を削る。

第六十一条第一項中「、子ども手当」を削る。

第七十五条第二項中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

様式第四十七号中「すゝい」を「吟い」に改め、「、学童手当」を削り、「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第四十七号の用紙については、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

告 示

名古屋港管理組合告示第3号

平成25年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成23年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成25年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成23年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	分担金及び負担金	10,307,737,463円
第1項	負担金	10,307,737,463円
第2款	使用料及び手数料	6,396,365,505円
第1項	使用料	6,396,336,705円
第2項	手数料	28,800円
第3款	国庫支出金	1,468,273,760円
第1項	国庫負担金	1,468,273,760円
第4款	財産収入	5,168,474,911円
第1項	財産運用収入	5,168,224,411円
第2項	財産売払収入	250,500円
第5款	寄附金	0円
第1項	寄附金	0円
第6款	繰入金	281,420,077円
第1項	他会計繰入金	281,420,077円
第7款	繰越金	1,475,708,586円
第1項	繰越金	1,475,708,586円
第8款	諸収入	2,789,654,637円
第1項	延滞金、加算金及び過料	3,170,283円
第2項	預金利子	2,607,993円
第3項	受託事業収入	621,550,719円
第4項	貸付金元利収入	1,835,647,621円
第5項	特定施設整備収入	14,185,259円
第6項	雑入	312,492,762円
第9款	組合債	4,042,500,000円
第1項	組合債	4,042,500,000円
歳 入 合 計		31,930,134,939円
歳 出		
第1款	議会費	146,754,468円
第1項	議会費	146,754,468円
第2款	総務費	2,760,150,947円
第1項	総務管理費	2,696,185,636円
第2項	監査委員費	63,965,311円
第3款	企画調整費	963,744,728円
第1項	企画調整管理費	851,087,071円
第2項	調査費	112,657,657円
第4款	港営費	2,859,425,823円
第1項	港営管理費	1,279,943,756円
第2項	運営費	1,579,482,067円
第5款	建設費	9,163,744,283円
第1項	建設管理費	1,383,209,078円
第2項	整備費	7,780,535,205円
第6款	公債費	14,596,445,879円
第1項	公債費	14,596,445,879円
第7款	予備費	0円
第1項	予備費	0円
歳 出 合 計		30,490,266,128円

名古屋港管理組合告示第4号

平成25年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成23年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成25年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成23年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	水族館振興基金収入	126,391,087円
第1項	財産収入	1,145,188円
第2項	寄附金	6,750,000円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	107,490,403円
第5項	繰入金	11,005,496円
第2款	海事文化振興基金収入	63,506,688円
第1項	財産収入	74,109円
第2項	寄附金	0円
第3項	繰越金	0円
第4項	繰入金	63,432,579円
第3款	環境振興基金収入	186,925,688円
第1項	財産収入	328,170円
第2項	寄附金	729,200円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	173,929,674円
第5項	繰入金	11,938,644円
	歳 入 合 計	376,823,463円
歳 出		
第1款	水族館振興基金	126,391,087円
第1項	積立金	18,900,684円
第2項	繰出金	107,490,403円
第2款	海事文化振興基金	63,506,688円
第1項	積立金	63,506,688円
第3款	環境振興基金	186,875,688円
第1項	積立金	12,946,014円
第2項	繰出金	173,929,674円
	歳 出 合 計	376,773,463円

名古屋港管理組合告示第5号

平成25年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成25年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
平成25年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成25年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成25年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		11,111,683 ^{千円}
	1 負担金	11,111,683
2 使用料及び手数料		6,085,044
	1 使用料	6,085,034
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,544,912
	1 国庫負担金	1,544,912
4 財産収入		5,980,029
	1 財産運用収入	5,980,009
	2 財産売却収入	20
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		690,200
	1 他会計繰入金	690,200
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		3,336,122
	1 延滞金、加算金及び過料	610
	2 預金利子	2,583
	3 受託事業収入	878,300
	4 貸付金元利収入	1,994,077
	5 特定施設整備収入	61,733
	6 雑収入	398,819
9 組合債		3,572,000
	1 組合債	3,572,000
歳 入	合 計	32,720,000

歳 出			
款	項	金	額
1 議 会 費			153,219 ^{千円}
	1 議 会 費		153,219
2 総 務 費			2,337,763
	1 総 務 管 理 費		2,269,743
	2 監 査 委 員 費		68,020
3 企 画 調 整 費			1,071,255
	1 企 画 調 整 管 理 費		916,203
	2 調 査 費		155,052
4 港 営 費			3,255,129
	1 港 営 管 理 費		1,412,768
	2 運 営 費		1,842,361
5 建 設 費			11,556,634
	1 建 設 管 理 費		1,514,539
	2 整 備 費		10,042,095
6 公 債 費			14,246,000
	1 公 債 費		14,246,000
7 予 備 費			100,000
	1 予 備 費		100,000
歳 出 合 計			32,720,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基 幹 シ ス テ ム 開 発 費	平成26年度～平成27年度	202,000 ^{千円}
北 浜 ふ 頭 埋 立 整 備 費	平 成 26 年 度	47,000
基 本 計 画 調 査 費	平 成 26 年 度	14,000
鍋 田 ふ 頭 道 路 整 備 費	平成26年度～平成27年度	2,654,000
ガ ー デ ン ふ 頭 文 化 厚 生 施 設 整 備 費	平 成 26 年 度	283,000
中 川 口 通 船 門 整 備 費	平 成 26 年 度	250,000
中 川 口 通 船 門 補 修 費	平 成 26 年 度	11,000
稲 永 ふ 頭 廃 棄 物 埋 立 整 備 費	平 成 26 年 度	1,874,000

堀川口防潮水門整備費	平成26年度	144,000
中川口ポンプ所補修費	平成26年度	37,000
堀川口防潮水門補修費	平成26年度	10,000

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	千円 3,475,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コンテナ埠頭整備事業	97,000			
計	3,572,000			

平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ701,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 615,000
	1 財産収入	2,780
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	612,200
2 海事文化振興基金収入		6,600
	1 財産収入	380
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 繰入金	6,200
3 環境振興基金収入		79,400
	1 財産収入	1,360
	2 寄附金	20

	3 繰 越 金	20
	4 積 戻 金	78,000
歳 入	合 計	701,000

歳 出

款	項	金 額
1 水族館振興基金		千円 615,000
	1 積 立 金	2,800
	2 繰 出 金	612,200
2 海事文化振興基金		6,600
	1 積 立 金	6,600
3 環境振興基金		79,400
	1 積 立 金	1,400
	2 繰 出 金	78,000
歳 出	合 計	701,000

平成25年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積	平方メートル 91,093
		専用使用許可面積	平方メートル 39,186
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 503,450
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 10基	使用時間	時間 10,393
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 1,006,900

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 施設運営事業	収 益	2,544,000千円
第1項 営 業	収 益	2,540,741千円
第2項 営 業 外	収 益	3,239千円
第3項 特 別	利 益	20千円

		支	出	
第1款	施設	運	業	費用
				2,511,000千円
第1項	營	業	費	費用
				2,451,636千円
第2項	營	業	外	費用
				41,010千円
第3項	特	別	損	失
				8,354千円
第4項	予	備	費	
				10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額894,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,000千円及び過年度分損益勘定留保資金861,970千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資	本	的	収
				入
				30千円
第1項	固	定	資	産
				売
				却
				代
				金
				10千円
第2項	寄			附
				金
				10千円
第3項	そ	の	他	資
				本
				的
				収
				入
				10千円

		支	出	
第1款	資	本	的	支
				出
				895,000千円
第1項	建	設	改	良
				費
				683,700千円
第2項	固	定	資	産
				購
				入
				費
				310千円
第3項	企	業	債	償
				還
				金
				210,990千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

	事	項	期	間	限	度	額
	上	屋	整	備	費		
			平	成	26	年	度
							119,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	432,161千円
-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備	8,600平方メートル
------	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	埋	立	事	業
				収
				益
				279,000千円
第1項	營	業	外	収
				益
				278,970千円
第2項	特	別	利	益
				30千円
				支
				出
第1款	埋	立	事	業
				費
				用
				398,000千円
第1項	營	業	外	費
				用
				365,039千円
第2項	營	業	外	費
				用
				22,931千円
第3項	特	別	損	失
				30千円
第4項	予	備	費	
				10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,433,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資	本	的	収
				入
				486,000千円
第1項	雑			収
				入
				385,556千円
第2項	貸	付	金	返
				還
				金
				出
				100,444千円
				支
				出
第1款	資	本	的	支
				出
				1,919,000千円
第1項	南	部	地	区
				埋
				立
				事
				業
				費
				18,900千円
第2項	西	部	地	区
				埋
				立
				事
				業
				費
				1,541,300千円
第3項	南	5	区	埋
				立
				事
				業
				費
				44,400千円

第4項	総	係	費	282,430千円
第5項	雑	支	出	31,970千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	291,110千円
-------	-----------

名古屋港管理組合告示第6号

平成25年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成24年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
平成25年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成24年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成24年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,573,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	11,514,401 ^{千円}	△ 261,458 ^{千円}	11,252,943 ^{千円}
	1 負担金	11,514,401	△ 261,458	11,252,943
2	使用料及び手数料	6,127,548	154,254	6,281,802
	1 使用料	6,127,538	154,254	6,281,792
3	国庫支出金	2,064,386	△ 98,099	1,966,287
	1 国庫負担金	2,064,386	△ 98,099	1,966,287
4	財産収入	5,512,162	169,883	5,682,045
	1 財産運用収入	5,512,142	128,266	5,640,408
	2 財産売払収入	20	41,617	41,637
8	諸収入	3,217,415	183,420	3,400,835
	5 特定施設整備収入	193,667	△ 5,580	188,087
	6 雑収入	237,428	189,000	426,428
9	組合債	4,957,500	416,000	5,373,500
	1 組合債	4,957,500	416,000	5,373,500
	歳入合計	35,009,000	564,000	35,573,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
5	建設費	13,215,668 ^{千円}	△ 140,000 ^{千円}	13,075,668 ^{千円}
	1 建設管理費	1,532,828	5,229	1,538,057
	2 整備費	11,682,840	△ 145,229	11,537,611
6	公債費	14,855,979	704,000	15,559,979
	1 公債費	14,855,979	704,000	15,559,979
歳出合計		35,009,000	564,000	35,573,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
2	総務費	1 総務管理費	防 災 対 策 調 査 費	16,000 ^{千円}
3	企画調整費	2 調査費	北 浜 ふ 頭 埋 立 整 備 費	14,000
5	建設費	2 整備費	飛 島 ふ 頭 道 路 整 備 費	30,000
			港湾改修(老朽化施設活用)交付金事業費	92,100
			北 浜 ふ 頭 埋 立 整 備 費	200,500
			港 内 岸 壁 調 査 費	22,900
			中川運河(堀止)緑地整備費	111,000
			築地・ガーデンふ頭護岸整備費	43,700
			昭和ふ頭護岸整備費	14,000
			船見ふ頭胸壁整備費	14,900
			海岸堤防老朽化対策交付金事業費	23,700
			港 内 胸 壁 調 査 費	26,600
			国直轄事業港湾管理者負担金	659,000

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	4,805,000 ^{千円}	416,000 ^{千円}	5,221,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	4,957,500	416,000	5,373,500			

平成24年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成24年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成24年度名古屋港管理組合理立事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正し、かっこ書の「1,118,000千円」を「152,542千円」に改める。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(△印は、減額を示す。)
		収	入	(計)
第1款	資 本 的 収 入	785,000千円	704,000千円	1,489,000千円
第2項	貸 付 金 返 還 金	405,615千円	704,000千円	1,109,615千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出	1,903,000千円	△ 261,458千円	1,641,542千円
第2項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費	1,346,100千円	△ 261,458千円	1,084,642千円

名古屋港管理組合告示第7号

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則（平成13年名古屋港管理組合規則第2号）第16条第1項の規定に基づき次の法人を指定し、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成13年名古屋港管理組合告示第29号及び平成14年名古屋港管理組合告示第3号は、廃止する。

平成25年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章公益財団法人名古屋みなと振興財団
公益財団法人名古屋港緑地保全協会
名古屋港埠頭株式会社
名古屋港鉄鋼埠頭株式会社
名古屋コンテナ埠頭株式会社

名古屋港管理組合告示第8号

平成18年名古屋港管理組合告示第37号（名古屋港管理組合個人情報保護条例第46条に規定する法人の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

「財団法人名古屋みなと振興財団」を「公益財団法人名古屋みなと振興財団」に、「財団法人名古屋港緑地保全協会」を「公益財団法人名古屋港緑地保全協会」に改める。

名古屋港管理組合告示第9号

次の港湾施設は、平成25年4月1日から当分の間、使用を停止する。

平成25年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 上屋

用途区分及び区画を定めない上屋

名 称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位 置	建築面積	構 造
昭和ふ頭5号上屋 (昭和5)	専用使用	2 ^級	名古屋市港区昭和町	平方メートル 668	鉄骨側スレート造り波型 スレートかわらぶき
昭和ふ頭8号上屋 (昭和8)	専用使用	2	名古屋市港区昭和町	430	木骨側スレート造り波型 スレートかわらぶき

訓 令

訓令第一号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

第一条第一号ホ中「港営部振興課振興係」を「港営部誘致推進課誘致推進係」に改める。
 第二条第二号リ中「及び子ども手当」を削る。
 第六条第一号ハ中「港灣労務者」を「港灣労働者」に改める。
 第七条の見出し中「振興課」を「誘致推進課」に改め、同条中「港営部振興課」を「港営部誘致推進課」に改め、同条第一号中「振興係」を「誘致推進係」に改め、同号イ中「及び貨物」を「貨物及び企業」に、「啓発」を「推進」に改め、同号リ中「社団法人日本港灣協会」を「公益社団法人日本港灣協会」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

別表第一（共通事務）の表課長専決事項の欄第十七号中「子ども手当」を削る。
 別表第二（個別事務）の表一の二企画調整室の表第四号中「子ども手当」を削る。
 別表第二（個別事務）の表二総務部の表職員課の項課長専決事項の欄第十一号中「及び子ども手当」を削る。
 別表第二（個別事務）の表三港営部の表中「振興課」を「誘致推進課」に改める。
 別表第二の二（個別事務）の表第三号中「子ども手当」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

別表類別第二号中

作業服夏上衣	2	4
作業服夏ズボン	2	2
作業服冬上衣	2	5
作業服冬ズボン	2	5
防寒上衣	1	5

を

作業服夏上衣
作業服夏ズボン
作業服冬上衣
作業服冬ズボン
防寒上衣
安全靴（一般）

2	4	安全靴（一般）は、 足場が危険な作業 を伴う業務に従事 する者のみとする。 に改める。
2	2	
2	5	
2	5	
1	5	
1	4	

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

議 会 事 項

名古屋港管理組合議会事務局に関する規程（昭和二十七年四月一日）の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

名古屋港管理組合議会議長 久保田 浩文

第三条第四項の表課長の項の前に次のように加える。

次 長	上司の命を受け、事務局長を輔佐し、及び上司が命ずる事務を掌理する。
-----	-----------------------------------

第三条第六項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 次長 事務局

第四条第五号中「課長及び担当課長」を「次長」に改め、同条第七号及び第八号中「課長及び」を「次長、課長及び」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 次長は、前条各号に掲げる事項のうち、課長及び担当課長の日帰りの国内旅行命令並びに在勤地及び付近地の旅行命令に関することを専決する。

第六条第一項中「議事課長」を「次長」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次長が不在のときは、議事課長がその専決事項を代決することができる。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合議会議員藤沢忠幸は、名古屋港管理組合規約第7条第2項の規定に基づき平成25年3月25日失職した。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合